

大規模災害後に処理指針

廃棄物処理法など改正案

環境省が来月、国会提出へ

環境省は来月中旬、廃棄物処理法および災害対策基本法の改正案を国会に提出する予定だ。5日に開かれた自民党の環境部会など関係合同会議に報告したもので、東日本大震災などの教訓を踏まえ、国、都道府県および市町村は平時から、災害廃棄物の適正処理と再生利用を確保する備えを実施するほか、特定の大規模災害の発生後、環境相は災害廃棄物の処理指針を策定することも、必要な場合は、廃棄物処理の既存の特例措置に加え、環境相が災害廃棄物の処理を代行できる規定などを盛り込む。一方、水銀に関する水俣条約の実施などを図るため、水銀の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に関する指針策定などを盛り込む水銀環境汚染防止法（仮称）、および同条約の大気関係規制の実施などを図るため、排出基準の順守義務などを盛り込む大気汚染防止法改正案も来月上旬に提出する予定。そのほか、政府が今夏に策定予定の地球温暖化適応計画を法的に位置付ける地球温暖化対策推進法改正案を検討している。

大防法改正案なども

災害廃棄物の処理については、東日本大震災など近年の災害における教訓・知見により、円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の方針・体制や、適正処理の確保に向けた指針・仕組みが十分であるなどの課題が明らかになっており、国の司令塔機能の強化や、大規模災害の発生後も適正処理と再生利用を確保する基本的方針の明確化などが求められていた。このため、廃棄物処理法および災害対策基本法の改正案のうち、廃棄物処理法関連では、国、都道府県、市町村および民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、主体的に取り組む責務を有することを盛り込む。また、国、都道府県および市町村は平時から、廃棄物処理の基本方針または計画に基づき、災害廃棄物の適正な処理と再生利用を確保するための備えを実施することを規定する。一方、災害対策基本法関連では、特定の大規模災害の発生後、環境相は政府全体の

対策基本法に基づき、環境相が特定の大規模災害の発生後、民間事業者の活用などによる円滑かつ迅速な廃棄物の処理のため、一定の地域および期

間に処理基準等を緩和できるが、今回の法改正による処理の代行は、この既存の特例措置に加え、さらに特例措置を追加するもの。また、勘案する一定の要件について、同省は、処理の実施体制や専門的知識・技術の必要性、広域処理の重要性を想定している。一方、新法の水銀環境汚染防止法案では、水銀による環境汚染の防止計画を策定するほか、特定

の水銀使用製品について、許可を得た場合を除き製造を禁止するともに、部品としての使用を制限する。また、水銀鉱の掘採や特定の製造工程における水銀の使用、水銀を使用する金の採取をそれぞれ禁止する。さらに、水銀の貯蔵指針を定め、貯蔵者に定期報告を求め、貯蔵から生じる水銀含有スラッジなど水銀含有再生資源の管理指針を定め、

管理者に定期報告を求め、施行は日本について条約が効力を生じる日から。また、大気汚染防止法改正案では、一定の水銀排出施設の設定または構造等の変更を行おうとする者は、都道府県知事に届け出なければならぬものとする。また、届出対象の水銀排出施設の排出口における水銀濃度の排出基準を定め、施設から水銀を大気中に排出す

る者は、排出基準を順守しなければならないものとするほか、都道府県知事は施設が基準を順守していない場合、必要に応じて警告・命令できるものとする。さらに、届出対象外でも水銀の排出量が相当程度である施設については、排出抑制のための自主的取り組みを義務として求めるものとする。施行は日本について条約が効力を生じる日から2年以内。